

離婚届

窓口にお越しの際は以下のものをお持ちください。

1点でよい書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
2点必要な書類	健康保険証・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証等

・本人確認書類

関連する届け出

今の氏を名乗り続けたい・・・「離婚の際に称していた氏を称する届」

※婚姻によって氏が変わった方は、ご離婚にあたり、基本的には旧姓に戻ります。

【必要なもの】

・本人確認書類

お子さんを離婚後の母（父）の戸籍に移したい・・・「入籍届」

※離婚届によって戸籍に異動があるのは夫婦のみです。

①家庭裁判所へ許可申立をする ●申立人は入籍する子（15歳未満の場合は法定代理人） 【必要なもの】 ・申立人（子）の戸籍謄本（全部事項証明書） ・父・母の戸籍謄本（全部事項証明書） ・手数料（子1名につき800円の収入印紙）	②役場へ入籍届出をする ●届出人は入籍する子（15歳未満の場合は法定代理人） 【必要なもの】 ・入籍届 ・入籍する子の現在の戸籍謄本（本籍地が砥部町の方は不要） ・入籍する戸籍謄本（本籍地が砥部町の方は不要） ・裁判所が発行する「子の氏の変更許可審判書」の謄本
---	--

その他の関連する手続き（砥部町役場本庁）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026	<input type="checkbox"/> 戸籍	・離婚届を出されたら、今回の離婚の内容が戸籍に記載されます。 ・離婚届を提出した市区町村と本籍地が異なる場合は、今回の離婚の内容が反映されるまでに2週間程度かかります。
	<input type="checkbox"/> 住民登録	・離婚届を出されたら、今回の離婚の内容が住民票に記載されますので、氏や本籍地の変更を届け出る必要はありません。 ・離婚届を提出した市区町村と住所が異なる場合は、今回の離婚の内容が反映されるまでに1週間程度かかります。 ・住所や世帯を変更する場合は手続きにお越しください。
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	・氏の変更がない場合、手続きは必要ありません。 ・離婚によって氏が変わり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は、登録が抹消されます。抹消の通知をお送りしますので、必要でしたら新たな氏名の印鑑で登録申請をお願いします。 【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付き本人確認書類（免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）】 ※顔写真付き本人確認書類がない場合や、代理人による手続きの場合は他の登録方法をご案内しております。日数を要することもあります。ご了承ください。
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	氏名・住所等が変更になる場合は、新しい氏名・住所を記入し、継続して利用するための手続きをします。 【カード・暗証番号】
	<input type="checkbox"/> 電子証明書	電子証明書の機能は、氏名・住所の変更により失効します。引き続き利用を希望される方は申請をしてください。 【マイナンバーカード・暗証番号】 ※平成28年1月より、住民基本台帳カードに電子証明書の搭載はできません。
町民課 環境衛生係 ☎962-7446	<input type="checkbox"/> 飼育犬	・氏名及び所在地が変更する場合は申請が必要です。
税務課 町民税係 ☎962-2061	<input type="checkbox"/> 町税	□座名義人の氏名が変更になる場合は、□座振替変更の手続きが必要です。
	<input type="checkbox"/> 町県民税	・申告時に、ひとり親・寡婦控除の申請ができる場合があります。 ・給与所得の方は年末調整時に勤務先でご確認ください。

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名変更や住所変更に伴い、新しい保険証をお渡しします。 ・他の保険から砥部町国保に加入する場合は、資格取得の届け出をしてください。 【資格喪失証明書・マイナンバーのわかるもの】 ・保険税のお支払いで口座振替を希望する場合は手続きが必要です。 【口座のわかるもの・通帳届出印】 ・砥部町国保から他の保険に加入する場合は、新しい保険証ができてから、資格喪失の届け出をしてください。 【新しい保険証または資格取得証明書・砥部町国民健康保険証・マイナンバーのわかるもの】
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	氏名変更や住所変更に伴う新しい保険証は後日郵送します。限度額適用認定証等をお持ちの場合は保険証に併せて郵送します。
	<input type="checkbox"/> 国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金(1号)被保険者は、手続きはありません。年金手帳の氏名欄はご自分で変更ください。納付書はそのままお使いください。口座振替は継続されます。 ・厚生年金等(2号)被保険者は、勤務先で手続きをしてください。 ・厚生年金等の被扶養者(3号)は、国民年金(1号)への種別変更手続きが必要です。 【基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの・資格喪失証明書】 ・保険料のお支払方法で口座振替やクレジットカード払いを希望する場合は手続きが必要です。 【口座振替の場合：講座のわかるもの・通帳届出印】 【クレジットカード払いの場合：クレジットカード】
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者・保護者の氏名が変更になる場合は手続きが必要です。 【受給者証】
	<input type="checkbox"/> 子ども医療 (高校生以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証が変更になる場合は、新しい保険証ができたなら手続きにお越しください。 【受給者証・新しい保険証】
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税非課税の世帯を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 【保険証・マイナンバーのわかるもの】	
介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	氏名・住所等が変更になる場合は手続きが必要です。 【手帳】
	<input type="checkbox"/> 療育手帳	
	<input type="checkbox"/> 精神障害者 保健福祉手帳	
介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255	<input type="checkbox"/> 介護保険	氏名が変更になる場合、被保険者証、負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方のみ）を新しいものと交換します。 【被保険者証・負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方）】 ※負担限度額認定証は世帯の課税状況等の変化により段階が変更になる場合、再度申請を行っていただきます。

その他の関連する手続き（砥部町中央公民館）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
学校教育課 ☎962-4820	<input type="checkbox"/> 町立小中学生の 保護者	お子さんの保護者に変更がある場合は、担任の先生にご連絡いただくか、窓口でお伝えください。
子育て支援課 保育幼稚園係 ☎962-6171	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園等に入 所する児童の保護者	保育料などの変更があります。 現在入所・入園中の保育所・幼稚園にご連絡いただくか、担当窓口までお越しください。
子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299	<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が変更になる場合は、手続きが必要です。原則、手続きされた翌月分から支給されます。 【請求者名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの】 ・離婚を前提で別居中の方はご相談ください。
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合に支給されます。 【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳・請求者と児童のマイナンバーのわかるものなど】※状況によって必要書類が増える場合があります。

令和6年4月1日現在



砥部町役場 〒791-2195
愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地
TEL (089) 962-2323 FAX (089) 962-4277